

岩手県環境基本計画(改訂素案)の概要

令和7年11月
岩手県

- 1 岩手県環境基本計画について
- 2 これまでの審議の経過
- 3 改訂素案の概要
 - (1) 現行計画の概要
 - (2) 見直しのポイント
 - (3) まとめ
- 4 今後のスケジュール

Ⅰ 岩手県環境基本計画について

- 本県の環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、県が「岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例」に基づいて策定する、**環境の保全及び創造に関する基本計画**
- 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向等について記載

○計画策定の趣旨

○第2次計画（2010年策定）に基づき、持続可能な発展が可能な社会の構築に向け、暮らし方や社会のあり方を環境負荷の少ないものへ変革するため施策を展開。R2年度で計画期間が終了

○地球規模の環境危機を背景として2015年に「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や「パリ協定」が採択

○国では、2018年に「地域循環共生圏」の実現を提唱する「第五次環境基本計画」を策定。2019年には、パリ協定に基づく長期成長戦略を策定し、主要7ヶ国で初めて「脱炭素社会」の実現を明記

○県では、施策推進の方向性を示す最上位計画である「いわて県民計画（2019～2028）」を策定

○こうした国際・国内情勢に的確に対応し、長期的な視点に立って、本県が環境分野で目指す将来像と、そこに至る道筋として2030年度までに取り組むべき施策の方向を定めるもの。

○計画の位置付け及び役割

- 「岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例」第11条に定める本県の環境の保全及び創造に関する基本的な計画
- 「いわて県民計画（2019～2028）」の推進に関する環境分野の基本的な方向を定める計画
- ✓ 県の他の計画のうち、環境の保全及び創造に関する事項を定めるものは、本計画の基本的な方向性に沿って策定、推進
- ✓ 環境基本計画と県の他の計画との間で、相互の連携を図り、総合的かつ計画的に施策を推進
- 生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略
- 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律に基づく環境教育等行動計画としてそれぞれ位置付け
- ✓ 当該戦略及び計画の実現に向けた施策や事業の実施にあたり、関係法令の改正や国の計画の見直し等に的確に対応

2 これまでの審議の経過・①

岩手県環境基本計画(令和3(2021)年3月策定)

(第4章4 社会情勢の変化等を踏まえた目標及び施策の弾力的な対応)

- 本計画の策定後5年程度が経過した時点を目途に、**それまでの計画の進捗状況の点検結果等**を踏まえ、計画内容の**見直しの必要性を検討**する。
- 計画に定められた目標や、それを実現するための施策の方向については、環境施策が目指す将来像の実現に向けて、社会経済情勢の変化に柔軟かつ適切に対応できるよう、必要に応じて弾力的に検討していく。

- 
- ◆ 令和7(2025)年度は、策定時から5年を迎える年度
 - ◆ 国の環境基本計画改定(令和6年5月閣議決定)等
- 

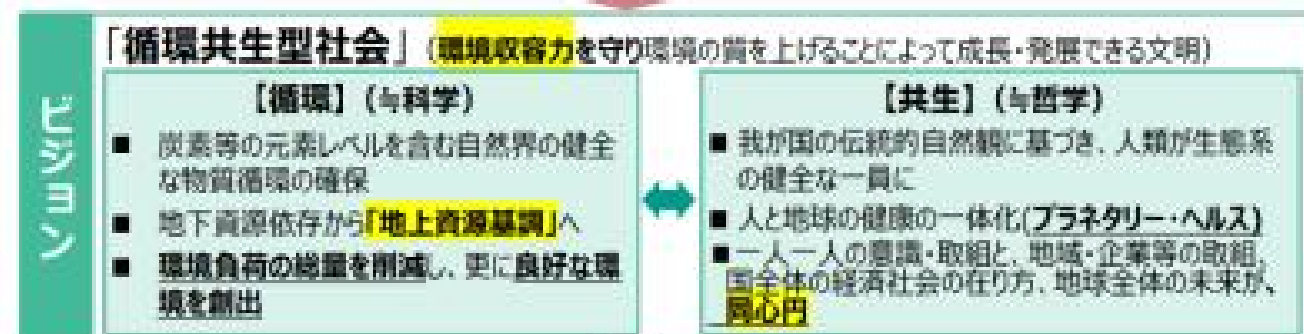
計画の見直しを行うことが必要 ⇒ 諮問

【参考Ⅰ】第六次環境基本計画（R6.5閣議決定）の概要

- 目的の最上位に「現在及び将来の国民一人一人の生活の質・幸福度・ウェルビーイング、経済厚生向上」を位置づけ。
- 「ウェルビーイング／高い生活の質」をもたらす「新たな成長」の実現に向け、6つの視点提示

環境危機（「地球温暖化」等）、様々な経済・社会的課題への対処の必要性

目的 「環境保全」を通じた、「現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生向上」、「人類の福祉への貢献」



方針 将来にわたって「ウェルビーイング／高い生活の質」（**市場価値＋非市場価値**）をもたらす「**新たな成長**」：「変え方を変える」6つの視点（①ストック、②長期的視点、③本質的ニーズ、④無形資産・心の豊かさ、⑤コミュニティ・包摂性、⑥自立・分散の重視）の提示

- ストックである**自然資本（環境）**を維持・回復・充実させることが「**新たな成長**」の基盤
- 無形資産である「**環境価値**」の活用による経済全体の高付加価値化等

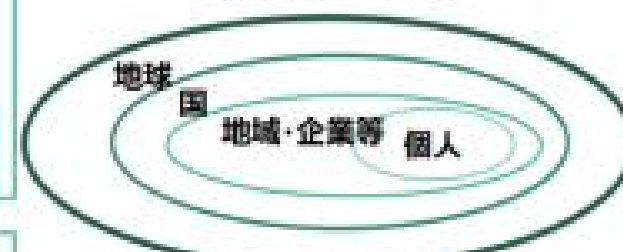
政策展開

- **科学に基づく取組のスピードとスケールの確保**（「勝負の2030年」へも対応）
- ネット・ゼロ、循環経済、ネイチャーポジティブ等の施策の**統合・シナジー**
- 政府、市場、国民（市民社会・地域コミュニティ）の**共進化**
- 「**地域循環共生圏**」の構築による「**新たな成長**」の実践・実装

【環境基本法第1条】

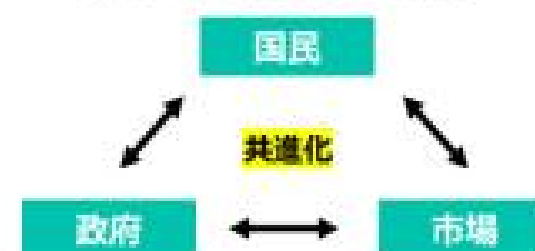
環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

【同心円のイメージ】



※地域・企業等には、地方公共団体、地域コミュニティ、企業、NPO・NGO等の団体を含め。

【政府・市場・国民の共進化】



※このように基本的な方向性を踏まえ、6分野（経済システム、国土、地域、暮らし、科学技術・イノベーション、国際）にわたる重点戦略、個別環境政策の重点、環境保全施策の体系等を記述。

【参考2】第六次環境基本計画（R6.5閣議決定）の概要

- 「ウェルビーイング／高い生活の質」＝ 市場的価値 + **非市場的価値**

無形資産である環境価値等の非市場的価値を取り込む ⇒ 高付加価値化

市場的価値と非市場的価値との関係



<第6次環境基本計画案>

「この『ウェルビーイング／高い生活の質』は、市場的価値と非市場的価値によって構成され、相乗的効果も図りながら双方を引き上げていく。（外部性である非市場的価値を市場的価値に内部化していくことも含まれる。）」

「無形資産である環境価値を付加価値に転じることで、経済全体の高付加価値化の契機としていく。」



- 絶対的なデカップリングの実現、人口減少等に対応するためには、量的な拡大ではなく、「質的」な成長が不可欠。これまでにない新たな付加価値を生み出すことが必要。
- 現在及び将来の国民の本質的なニーズを踏まえ、ウェルビーイング／高い生活の質（経済厚生全体）を上位概念とすることで、市場的価値のみならず、非市場的価値に注目することになる。
- 環境価値や景観的価値等の非市場的価値を、これまでにない新たな付加価値として市場的価値に取り込む（＝外部経済の内部化）ことで、財・サービスのマークアップ率・単価の向上につながり、高賃金との好循環を実現することが期待できる。
 - ✓ 今までにない価値を取り込むことで、イノベーションを実現。
 - ✓ 消費者の意識変革等につながる施策も合わせて実施することも重要（CP、教育・訓練・マーケティング等の経済的競争能力投資など）
- ただし、市場化できない非市場的価値は引き続き存在し、それはそれとして大切に扱う必要。
 - ✓ 人類の存続の基盤である環境価値についても、市場的価値として評価できるものは一部に過ぎない。

2 これまでの審議の経過・②

計画（改訂素案）の策定に当たっては、岩手県環境審議会に基本的方向について諮問し、環境基本計画特別部会において専門的見地から御審議いただいた。

審議会等開催実績

- 第57回環境審議会（令和7年5月29日）
諮問（中間年見直しの基本的方向）、特別部会の設置
- 第1回特別部会（令和7年5月29日）
部会長等の選出、見直しの方向性
- 第2回特別部会（令和7年7月28日）
骨子案（中間案）審議
- 第3回特別部会（令和7年9月1日）
答申素案審議
- 第58回環境審議会（令和7年9月19日）
答申案とりまとめ、答申

特別部会委員

- 渋谷 晃太郎：岩手県立大学名誉教授
- 丹野 高三：岩手医科大学特任教授
- 伊藤 歩：岩手大学理工学部教授
- 辻 盛生：県立大学総合政策学部教授
- 小野寺 真澄：岩手県環境保全連絡協議会
- 佐藤 美加子：奥州地方森林組合総務課長
- 岩井 光信：公募委員

3 改訂素案の概要【（Ⅰ）現行計画の概要】

項 目	当初計画
（１） 計画期間	令和３年度から令和12年度までの10年間
（２） 目標	多様で優れた環境と共生する脱炭素で持続可能ないわて
（３） 計画の構成	はじめに 第１章 総論 第２章 環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策 ・ 地域資源の活用による環境と経済の好循環 ・ 自然と共生した持続可能な県土づくり ・ 環境にやさしく健康で心豊かな暮らし 第３章 環境分野別施策 ・ 気候変動対策 ・ 循環型地域社会の形成 ・ 生物多様性の保全・自然との共生 ・ 環境リスクの管理 ・ 持続可能な社会づくりの担い手の育成と協働活動の推進 第４章 計画の推進・進管理
（４） 主要な指標	総合的指標：15指標
※ その他の指標	施策推進指標：28指標（環境分野別施策の実施状況を示す指標）

3 改訂素案の概要【(2)見直しのポイント】

はじめに

1 策定根拠

「岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例」第11条

2 位置付け

- ①「いわて県民計画（2019～2028）」の推進に向けた環境分野の基本的方向を定める計画
- ②「生物多様性基本法」に基づく生物多様性地域戦略
- ③「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に基づく環境教育等行動計画

3 計画の期間

令和3（2021）年度～令和12（2030）年度

▶ 中間年のため、見直しなし。

3 改訂素案の概要【(2)見直しのポイント】

第1章 総論 | 現状と課題

(1) 環境・経済・社会の複合的課題

◎ ビッグデータの活用や、リモートワーク、生成AIの普及など、**デジタル化による経済社会システムの大変革**

(2) 気候変動

◎ 県の**令和4(2022)年度**の温室効果ガス排出量は、基準年(平成25(2013)年)比で**33.8%削減**

(3) 資源循環

◎ 大量生産・大量消費型 ⇒ **循環経済(サーキュラーエコノミー)**への移行

(4) 生物多様性と自然環境

◎ **自然再興(ネイチャーポジティブ)の実現…民間等主体の取組が不可欠**

◎ **(クマ類指定管理鳥獣追加等)人と野生生物とのあつれき解消に向けた取組クマ等市街地出没対応等)の強化も必要**

(5) 環境リスク

◎ フッ素化合物(PFAS)等の**県民の社会的関心が高い化学物質等**への対応

(6) 環境教育

◎ 個人の変容にとどまらず、**組織や社会全体の変革**が必要

▶ **社会情勢等の変化等を踏まえ、追加・修正**

3 改訂素案の概要【(2)見直しのポイント】

第1章 総論 2 今後の環境施策の展開の基本的な方向

(1) 環境・経済・社会の一体的な向上

環境分野を超えた他の分野と連携した分野横断的な施策体系を設定

(2) 環境を通じた「持続可能な開発目標」(SDGs)の達成

SDGsの考え方を活用し、環境施策を通じて、県民の幸福を次世代に引き継ぎ、持続可能な社会を岩手から実現

(3) 「温室効果ガス排出量の2050年実質ゼロ」を目指した取組の推進

気候変動対策は持続可能な開発の達成を左右する重要な要素。将来の気候変動リスクを回避・軽減するため、温室効果ガス排出量の2050年実質ゼロを目指し、世界の脱炭素化に地域から貢献するとともに、持続可能な社会の実現に寄与

▶ 中間年見直しにおいては、変更なし

2 改訂素案の概要 【(2) 見直しのポイント】

第1章 総論 3 本県の環境施策が目指す将来像と施策体系

(1) 目指す将来像

多様で優れた環境と共生する脱炭素で持続可能ないわて

(2) 施策体系

- 環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策 第2章
「環境×経済」、「環境×農林水産業」など他の分野と連携した3つの施策分野を設定
- 環境分野別施策 第3章
環境の保全及び創造を実現する基本的施策として5つの施策分野を設定

中間年の見直しのため、変更なし。

⇒「いわて県民計画(2019～2028)」で掲げる「幸福」が「ウェルビーイング／高い生活の質」と目指す方向を同じくするものであることを明記 12

3 改訂素案の概要【(2)見直しのポイント】

第1章 総論 3 本県の環境施策が目指す将来像と施策体系

(1) 目指す将来像

多様で優れた環境と共生する脱炭素で持続可能ないわて

(2) 施策体系

- 環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策 第2章
「環境×経済」、「環境×農林水産業」など他の分野と連携した3つの施策分野を設定
- 環境分野別施策 第3章
環境の保全及び創造を実現する基本的施策として5つの施策分野を設定

3 改訂素案の概要【(2)見直しのポイント】

第2章 環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策

Ⅰ 地域資源の活用による環境と経済の好循環

《総合的指標》(2030年度までの施策の達成状況を示す指標)

- ・「炭素生産性(温室効果ガス1トン当たりの県内総生産)」の向上
(現状(2017) 327千円/トン)

《施策の柱》

- (1) 持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築
- (2) 地域資源を活用した自然共生型産業の振興
- (3) 都市と農山漁村の連携・交流と広域的なネットワークづくり
- (4) 豊かな環境づくりに資する科学技術の振興

- ◎ (全体)現行計画策定時以降の社会や環境を取り巻く状況の変化、県の施策の進捗を踏まえ、記載を更新
- ◎ 優良事例を紹介するコラムを追加

【参考3】いわてのウェルビーイング事例～ Ⅰ 地域資源の活用による環境と経済の好循環

- 環境×観光
(三陸ジオパークと三陸鉄道、
みちのく潮風トレイルの連携)

⇒ 三鉄ジオトレイン



- 環境×産業・観光
(未利用資源を地域資源に活用
したジビエの取組)

⇒ 事業者が主体的に活動
している「いわてジビエ」
の取組



3 改訂素案の概要【(2)見直しのポイント】

第2章 環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策

2 自然と共生した持続可能な県土づくり

《総合的指標》(2030年度までの施策の達成状況を示す指標)

- ・「快適に暮らせる生活環境に関する満足度」の上昇(現状 23.5%)
- ・「災害に強く安心して暮らせる県土に関する満足度」の上昇(現状 24.4%)

《施策の柱》

- (1) 快適で魅力あふれるまちづくりの推進
- (2) 自然と調和した歴史的・文化的環境の保全と活用
- (3) 気候変動リスクを踏まえた防災・減災

◎ 生物多様性に配慮・増進するインフラ整備

⇒ 優良事例を紹介するコラムを追加

◎ 気候変動が及ぼす健康リスクへの対応

⇒ 「3 …健康で心豊かな暮らしの実現」への施策追加

◎ (全体) 現行計画策定時以降の社会や環境を取り巻く状況の変化、県の施策の進捗を踏まえ、記載を更新

【参考4】いわてのウェルビーイング事例～ 2 自然と共生した持続可能な県土づくり

○ 環境×河川 (多自然川づくり・流域治水プロジェクト)



元町川（自然な河岸等の形成）（葛巻町）



安家川（河畔林の保全）（岩泉町）



県内の流域治水協議会設置状況

3 改訂素案の概要【(2)見直しのポイント】

第2章 環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策

3 環境にやさしく健康で心豊かな暮らしの実現

《総合的指標》(2030年度までの施策の達成状況を示す指標)

- ・「自然に恵まれていると感じている人の割合」の上昇(現状 78.9%)
- ・「住まいに快適さを感じている人の割合」の上昇(現状 47.6%)

《施策の柱》

- (1) 環境にやさしく健康で質の高い生活の推進
- (2) 森・里・川・海とつながるライフスタイルの充実

◎ (委員意見)気候変動が及ぼす健康リスクへの対応

⇒「(1)・・・健康で質の高い生活の推進」に施策追加

◎ (全体)現行計画策定時以降の社会や環境を取り巻く状況の変化、県の施策の進捗を踏まえ、記載を更新

◎ 優良事例を紹介するコラムを追加

【参考5】いわてのウェルビーイング事例～ 3 環境にやさしく健康で心豊かな暮らしの実現

○ 環境×健康×観光 (自転車活用推進計画・広域サイクリングルート)



自転車通行空間の整備



岩手県広域サイクリングルート

3 改訂素案の概要 【(2) 見直しのポイント】

第1章 総論 3 本県の環境施策が目指す将来像と施策体系

(1) 目指す将来像

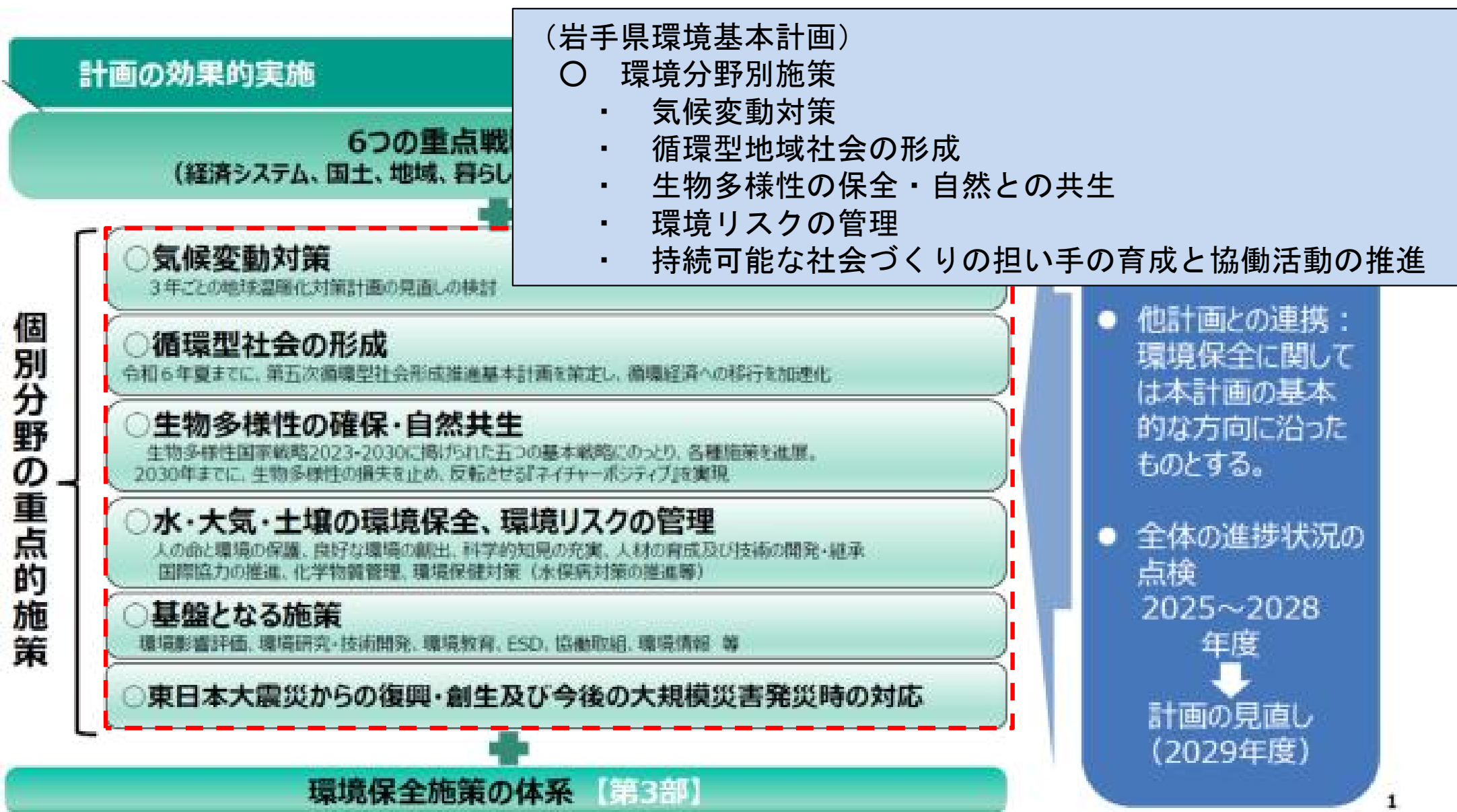
多様で優れた環境と共生する脱炭素で持続可能ないわて

(2) 施策体系

- 環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策 **第2章**
「環境×経済」、「環境×農林水産業」など他の分野と連携した3つの施策分野を設定

- 環境分野別施策 **第3章**
環境の保全及び創造を実現する基本的施策として5つの施策分野を設定

【参考6】第六次環境基本計画（R6.5閣議決定）の概要



▶ 構成の変更はなし。

3 改訂素案の概要 【(2) 見直しのポイント】

第3章 環境分野別施策

Ⅰ 気候変動対策

《総合的指標》(2030年度までの施策の達成状況を示す指標)

- ・ 温室効果ガス排出削減割合 57%
(現状 16.6%⁽²⁰¹⁷⁾)
- ・ 再生可能エネルギーによる電力自給率 66% (現状 34.4%)

《施策の柱》

- (1) 省エネルギー対策の推進
- (2) 再生可能エネルギーの導入促進
- (3) 適切な森林整備等による吸収源対策の推進
- (4) 地球温暖化に伴う気候変動の影響への適応



- ◎ 森林整備以外の吸収源対策の推進に係る取組を追加
- ◎ その他「第2次岩手県地球温暖化対策実行計画」中間年見直しの基本的方向を反映

【参考7】地球温暖化対策計画（R7.2閣議決定）の概要

次期削減目標（NDC）

- 我が国は、**2030年度目標と2050年ネット・ゼロを結ぶ直線的な経路を、弛まず着実に歩んでいく。**
- 次期NDCについては、**1.5℃目標に整合的で野心的な目標**として、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ**60%、73%削減**することを目指す。
- これにより、中長期的な**予見可能性**を高め、**脱炭素と経済成長の同時実現**に向け、**GX投資を加速**していく。



3 改訂素案の概要 【（２）見直しのポイント】

第3章 環境分野別施策

2 循環型地域社会の形成

《総合的指標》（2030年度までの施策の達成状況を示す指標）

- ・一般廃棄物のリサイクル率 27%⇒23%
（現状 18.2%（2019）⇒16.4%（2023））
- ・産業廃棄物の再生利用率 61%
（現状 60.6%）

《施策の柱》

- （１）廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用（3R+Renewable）の推進
- （２）災害に強く持続可能な廃棄物処理体制の構築
- （３）廃棄物の適正処理の推進

- ◎ 循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行に向けた3R+Renewable（再生可能資源に置き換える）の推進
- ◎ 1指標の目標値見直し（一般廃棄物のリサイクル率）
- ◎ その他「第4次岩手県循環型社会形成推進計画」の策定内容を反映

第五次循環型社会形成推進基本計画について②



改定の背景およびポイント

- 循環型社会の形成に向けて資源生産性・循環利用率を高める取組を一段と強化するためには、従来の延長線上の取組を強化するのではなく、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を推進することが鍵。
- 循環型社会形成のドライビングフォースとなる「循環経済」への移行は、気候変動、生物多様性の損失、環境汚染等の社会的課題を解決し、産業競争力の強化、経済安全保障、地方創生、そして質の高い暮らしの実現にも資するもの。
- また、循環経済への移行により循環型社会を形成することは、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」を実現し、地上資源基調の「ウェルビーイング/高い生活の質」を実現するための重要なツール。
- こうした認識の下、今回の改定では、循環経済への移行に関係者が一丸となって取り組むべき重要な政策課題と捉え、循環型社会形成に向けた政府全体の施策を取りまとめた国家戦略として本計画を策定。



循環型社会のドライビングフォースである循環経済

ネット・ゼロ・
ネイチャーポジティブ

産業競争力強化

経済安全保障

地方創生・質の高い
暮らし

3 改訂素案の概要 【（２）見直しのポイント】

第3章 環境分野別施策

3 生物多様性の保全・自然との共生（生物多様性地域戦略）

《総合的指標》（2030年度までの施策の達成状況を示す指標）

- ・イヌワシつがい数 29ペア（現状 27ペア）
- ・自然公園ビジターセンター等利用者数 470千人（現状 420千人）

《施策の柱》

- (1) 生物多様性の保全
- (2) 自然とのふれあいの促進
- (3) 森林、農地、海岸の環境保全機能の向上

◎ ネイチャーポジティブの実現に向けた、県内の生物多様性を増進する活動への支援

◎ 人と野生生物のあつれき解消に向けた取組

⇒ 野生動物と人との適切な距離感づくり

… クマ等市街地出没時の体制の構築 等追記

【参考9】生物多様性国家戦略（2023-2030）の概要

1. 位置づけ

- ・新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に対応した戦略
- ・2030年のネイチャーポジティブ（自然再興）の実現を目指し、地球の持続可能性の土台であり人間の安全保障の根幹である生物多様性・自然資本を守り活用するための戦略

2. ポイント

- ・生物多様性損失と気候危機の「2つの危機」への統合的対応、ネイチャーポジティブ実現に向けた**社会の根本的変革**を強調
- ・30by30目標の達成等の取組により健全な生態系を確保し、自然の恵みを維持回復
- ・**自然資本を守り活かす社会経済活動**（自然や生態系への配慮や評価が組み込まれ、ネイチャーポジティブの駆動力となる取組）の推進

3. 構成・指標

- ・第1部（戦略）では、2030年のネイチャーポジティブの実現に向け、5つの基本戦略と、基本戦略ごとに**状態目標（あるべき姿）**（全15個）と**行動目標（なすべき行動）**（全25個）を設定
- ・第2部（行動計画）では、第1部で設定した25個の行動目標ごとに関係府省庁の**関連する具体的施策**（367施策）を整理
- ・各状態目標・行動目標の進捗を評価するための**指標群**を設定（昆明・モントリオール生物多様性枠組のヘッドライン指標にも対応する指標を含む）



3 改訂素案の概要【(2) 主な論点】

第3章 環境分野別施策

4 環境リスクの管理

《総合的指標》(2030年度までの施策の達成状況を示す指標)

- ・ 河川・湖沼・海域の環境基準達成率 99.1% (現状 98.2%)
- ・ 大気中のPM2.5等環境基準達成率 100% (現状 100%)

《施策の柱》

- (1) 大気環境の保全
- (2) 水環境の保全
- (3) 土壌環境及び地盤環境の保全
- (4) 騒音・振動・悪臭対策の推進
- (5) 化学物質の環境リスク対策
- (6) 監視・測定強化・充実
- (7) 放射性物質による影響把握
- (8) 環境影響評価制度の運用

▶ ◎ 科学的知見や規制動向を踏まえた適切な情報提供 等

【参考ⅠⅠ】PFASに関する今後の対応の方向性（R5.7）の概要



PFASに関する今後の対応の方向性（概要）

- PFASに対する総合戦略検討専門家会議において、国内外の最新の科学的知見及び国内での検出状況の収集・評価を行い、これらを踏まえた科学的根拠に基づくPFASに関する今後の対応の方向性をとりまとめた。

PFOS、PFOAへの対応について

PFOS、PFOAへの更なる対応の強化のため、以下4点の継続・充実を図ることが必要

（１）管理の強化等

- ・ 正確な市内在庫量の把握等の管理強化
- ・ 泡消火薬剤の更なる代替促進
- ・ 環境中への流出防止の徹底
- ・ 水質の暫定目標値の取扱いの検討

（２）暫定目標値等を超えて検出されている地域等における対応

- ・ 「対応の手引き」の充実による飲用ばく露の防止の徹底
- ・ 自治体による健康状態の把握

（３）リスクコミュニケーション

- ・ 今回作成するQ&A集を活用した丁寧なリスクコミュニケーションの実施

（４）存在状況に関する調査の強化等

- ・ 環境モニタリングの強化
- ・ 化学物質の人へのばく露モニタリング調査の本調査の実施に向けた検討

PFOS、PFOA以外のPFASへの対応について

さらに、その他のPFASについては、以下の物質群に大きく分類して対応

＜物質群１：POPs条約で廃絶対象となっている物質等＞

- （１）POPs条約の廃絶対象となっている物質（PFHxS）及び検討中の物質（長鎖PFCA（PFNAなど））の優先的な取組の検討
- （２）存在状況に関する調査の強化等
→ 環境モニタリングの強化や化学物質の人へのばく露モニタリング調査の対象物質への追加を検討

＜物質群２：それ以外の物質＞

- （１）当面对応すべき候補物質の整理
- （２）存在状況に関する調査の強化等（水環境中の調査、化学物質の人へのばく露モニタリング調査対象物質の検討）
- （３）（２）を踏まえた対応（適正な管理の在り方の検討、物質群としての評価手法の検討）

PFASに関する更なる科学的知見等の充実について

- 国内外の健康影響に関する科学的知見及び対策技術等は、常に更新されており、継続的な収集が必要。
- 既存の知見の収集のみならず、国内において関連する研究を推進すべき。

3 改訂素案の概要【(2)見直しのポイント】

第3章 環境分野別施策

5 持続可能な社会づくりの担い手育成と協働活動の推進（環境教育等行動計画）

《総合的指標》（2030年度までの施策の達成状況を示す指標）

- ・環境学習交流センター利用者数 50,000人（現状 49,789人）
- ・水生生物調査参加率 7%（参加者数 3,100人）（現状 6.9%）

《施策の柱》

- （1）持続可能な社会づくりに向けた環境学習等の推進
- （2）環境に配慮した行動・協働の推進

▶ ◎ 個人の変容 ⇒ 組織や社会経済システムの変革への連動
… 企業等と連携した環境学習の推進

【参考12】環境教育等の推進に係る基本的な方針（R6.5）概要

- 環境教育等促進法第7条に基づき定める政府の環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針。
- 平成30年6月に変更（閣議決定）され、変更後の基本方針では、改定後5年を目途に、基本方針の改定等必要な措置を講じるとされている。
- 令和5年6月から有識者による環境教育等推進専門家会議（全6回）において変更案を議論し、パブリックコメント等を経て、令和6年5月14日閣議決定。

環境教育等を取り巻く現状

- 今夏の異常高温等の気候変動の危機を踏まえ、我が国は2050年カーボンニュートラルの実現をはじめとした持続可能な社会への変革が急務
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響、小中学校での「GIGAスクール構想」により、ICTの利活用の進展による国内外等の学びの可能性の拡大
- SDGsの普及も背景とした、「誰一人取り残さない」公正な社会の実現を目指すことの世界的な認識の高まり
- 社会変革における若者の参画、環境教育等に取り組む人材の確保・育成、教職員等の負担軽減、環境教育の機会均等の必要性

持続可能な社会への変革に向けた①環境保全活動、②環境教育、③協働取組の方向性

①環境保全活動

気候変動の危機に対応するため、全ての大人や子ども、家庭、民間団体、事業者、行政等のあらゆる主体による自発的な取組によって、

個人の変容 ➡ 組織や社会経済システムの変革に連動

②環境教育

ESD（持続可能な開発のための教育）の考え方を踏まえ、環境・経済・社会の統合的向上と、具体的な変革に向けた行動促進の視点から、

体験活動

+ 多様な主体同士の対話と協働、ICTの活用を通じた学び

を様々な機会で推進することが重要

③協働取組

地域の実情や課題等に応じた中間支援機能を軸とする協働ガバナンスに基づき、多様な主体が対等な立場で参画する対話と信頼関係構築、共通理解といった協働のプロセスを、様々な地域において実践し、持続可能な社会への変革につなげていくことが重要

公正で持続可能な社会への変革と一人ひとりの変容を実現し、地域循環共生圏の創造と、人々のウェルビーイングにつなげていくことが重要

3 改訂素案の概要【(2)見直しのポイント】

第4章 計画の推進・進捗管理

1 計画の推進：他の計画との連携、各主体に求められる役割と行動

2 進捗状況の点検：総合的指標・施策推進指標の設定・活用、個別施策の点検、総合的な進捗状況の点検

3 点検結果の活用：環境審議会への報告、年次報告書等による情報提供

4 社会経済情勢の変化等を踏まえた目標及び施策の弾力的な対応

◎ 主要な指標：総合的指標（15指標）の見直し

⇒ 次期岩手県循環型社会形成推進計画と整合を図るよう目標値を見直し（1指標：一般廃棄物リサイクル率）

◎ その他の指標：施策推進指標（28指標）の見直し

● 本計画で独自に設定している指標（2指標）

⇒ 指標の進捗状況が良好であることを踏まえて、計画期間満了年度（R12・2030年）までの目標値を設定。

● 他計画から引用している指標（26指標）

⇒ 当該計画における指標の見直し状況と整合を図る。

3 改訂素案の概要【(3)まとめ】

項 目	改訂素案の概要
(1) 計画期間	中間見直しのため、変更なし。
(2) 目標	当初計画から変更なし。
(3) 計画の構成	当初計画から変更なし。 (個別の施策その他本文の記載については、現行計画策定時以降の社会や環境を取り巻く状況の変化、県の施策の進捗や指標の達成状況、新たに生じた課題等への対応方向を検討のうえ、追記・更新。)
(4) 主要な指標	総合的指標：15指標 … 次期循環型社会形成推進計画と整合を図るよう目標値を見直し（1指標：一般廃棄物リサイクル率）
※ その他の指標	施策推進指標：28指標 うち独自指標（2指標）：計画年度まで目標値設定 うち他計画から引用している指標（26指標） ：当該計画における指標の見直し状況と整合を図る（引用元を整理）

4 今後のスケジュール

時 期	内容等	参考
令和7年11月～12月	・ パブリック・コメント及び地域説明会実施	・ 12月議会報告
令和8年2月	・ 県議会への承認議案の提出、審議(2月定例会)	
令和8年3月	・ 変更計画の公表、周知	

<改訂素案の概要・本文>

⇒ 県の行政情報センター・サブセンター及び岩手県HP（令和7年度パブリック・コメント）から閲覧可能

(URL) https://www.pref.iwate.jp/public_comment/1085836/index.html